



1枚に切り取る医療界の2週間

2020年6月22日号

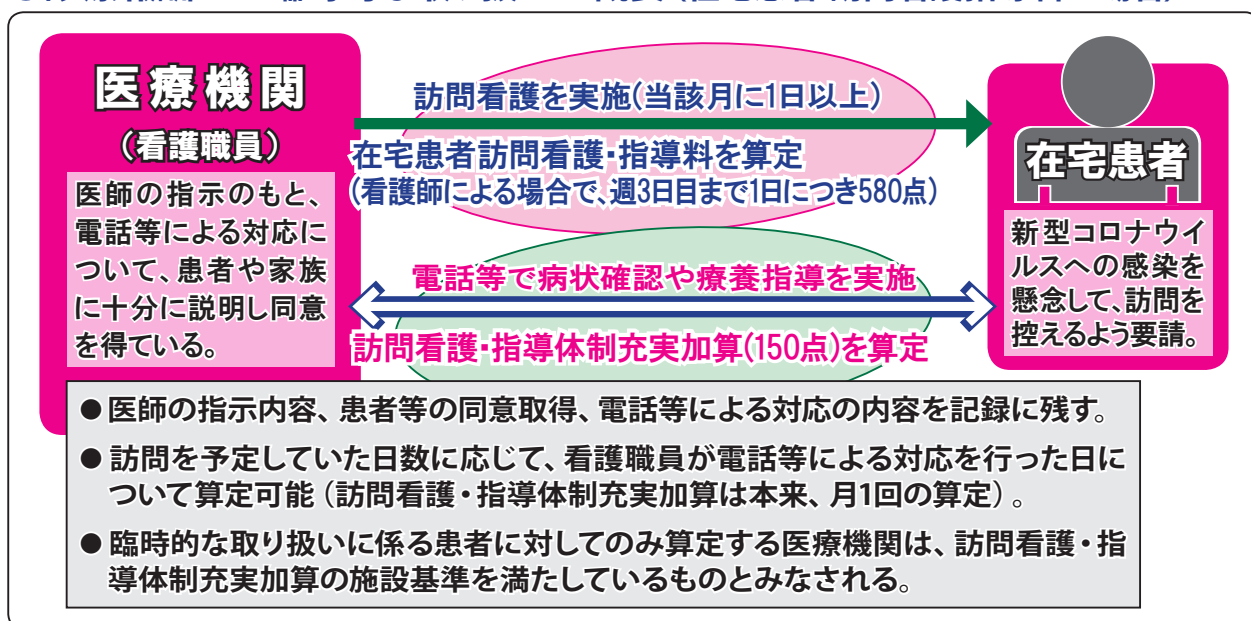
Medical management support by astellas

医療機関の訪問看護、電話等での代替対応も可能 ～臨時的な取り扱い

《背景》厚生労働省の事務連絡で、新型コロナウイルス感染の拡大防止策に関連した診療報酬上の臨時的な取り扱いが追加され、その中で、医療機関が行う訪問看護(医師の訪問看護・指導)に係る事項が示された。

《解説》医療機関が在宅患者訪問看護・指導料または同一建物居住者訪問看護・指導料を算定している患者について、訪問看護を実施できなかった場合、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行うと、訪問看護・指導料に設けられている「訪問看護・指導体制充実加算」(150点)のみを算定できるという取り扱いが示されました。ただし、当該月に訪問看護・指導を1日以上提供する必要があります。新型コロナウイルスへの感染を懸念した患者や家族から、訪問を控えてほしい旨の要望があり得ることを踏まえたものです。訪問看護・指導体制充実加算には施設基準がありますが、この臨時的な取り扱いに係る算定のみの場合、届け出は必要ないとされています。

◎診療報酬上の臨時的な取り扱いの概要 (在宅患者・訪問看護指導料の場合)



※「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その21)」(令和2年6月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡)に基づき医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867